

旭川医科大学情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田晃敏

旭川医科大学情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程

旭川医科大学情報セキュリティ管理規程（平成24年旭医大達第38号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 この規程において、「全構成員」とは、役員、職員、学部学生及び大学院生等をいう。</p> <p>2 この規程において、「一般利用者」とは、不特定多数が利用可能な共同利用情報機器を利用する者及び一時的に学内の情報システムを利用する者や外部委託業者等をいう。</p> <p>3 この規程において、「部局」とは、各講座（<u>分野が置かれている講座においては分野</u>）・<u>学科目</u>、<u>国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）第26条から第28条に規定する部署</u>、<u>病院に置かれる部署（領域が置かれている診療科においては領域）</u>、事務局各課、学長政策推進室及び監査室をいう。</p>	<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 この規程において、「全構成員」とは、役員、職員、学部学生及び大学院生等をいう。</p> <p>2 この規程において、「一般利用者」とは、不特定多数が利用可能な共同利用情報機器を利用する者及び一時的に学内の情報システムを利用する者や外部委託業者等をいう。</p> <p>3 この規程において、「部局」とは、各講座・<u>学科目・診療科</u>、<u>入学センター</u>、<u>教育センター</u>、<u>脳機能医工学研究センター</u>、<u>知的財産センター</u>、<u>教育研究推進センター</u>、<u>保健管理センター</u>、<u>学内共同利用施設</u>、<u>臨床検査・輸血部</u>、<u>手術部</u>、<u>放射線部</u>、<u>材料部</u>、<u>病理部</u>、<u>救命救急センター</u>、<u>集中治療部</u>、<u>総合診療部</u>、<u>周産母子センター</u>、<u>経営企画部</u>、<u>卒後臨床研修センター</u>、<u>医療安全管理部</u>、<u>遠隔医療センター</u>、<u>臨床研究支援センター</u>、<u>地域医療総合センター</u>、<u>光学医療診療部</u>、<u>腫瘍センター</u>、<u>呼吸器センター</u>、<u>緩和ケア診療部</u>、<u>感染制御部</u>、<u>栄養管理部</u>、<u>入退院センター</u>、<u>リハビリテーション部</u>、<u>地域</u></p>

- 4 この規程において、「クライアント機器」とは、主としてパーソナルな利用で用いられ、他の情報機器へアクセスすることで処理を進めていく機器をいう。
- 5 この規程において、「サーバ」とは、複数のクライアント機器からアクセスされ、共同で利用される情報機器をいう。
- 6 この規程において、「トラフィック」とは、ネットワーク上を移動する音声や文書、画像などのデジタルデータのことをいう。

第3条～第14条（略）

附 則

この規程は、平成31年1月31日から施行し、改正後の第2条第3項の規定は、平成30年12月6日から適用する。

【改正理由】

インスティテューショナル・リサーチ室の設置形態の見直しに伴い、所要の改正を行うとともに規定の整備を図るものである。

医療連携室，臨床工学室，遺伝子診療カウンセリング室，点滴センター，乳腺疾患センター，透析センター，薬剤部，看護部，診療技術部，事務局各課，学長政策推進室及び監査室をいう。

- 4 この規程において、「クライアント機器」とは、主としてパーソナルな利用で用いられ、他の情報機器へアクセスすることで処理を進めていく機器をいう。
- 5 この規程において、「サーバ」とは、複数のクライアント機器からアクセスされ、共同で利用される情報機器をいう。
- 6 この規程において、「トラフィック」とは、ネットワーク上を移動する音声や文書、画像などのデジタルデータのことをいう。

第3条～第14条（略）